

写

5 動薬第2909号

令和6年3月29日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省動物医薬品検査所長

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律関係事務の取扱いについて」の一部改正について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行に伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」（平成12年3月31日付け12動薬A第418号農林水産省動物医薬品検査所長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、同法の施行の日（令和6年4月1日）から適用することとしたので通知します。

つきましては、御了知の上、貴会会員への周知をお願いします。